

中学校統合後の遠距離通学支援について

1 遠距離通学に対する通学支援方法

(1) スクールバスの運行

	中学校	(参考) 小学校
実施地区	三陸地区	三陸地区・赤崎地区
平日	綾里：登校 1 便、下校 2 便 越喜来：登校 1 便、下校 1 便 吉浜：登校 1 便、下校 1 便	原則登下校各 1 便
週休日	運行無し	運行無し
長期休業	運行無し	越喜来、赤崎地区でプールバスを運行（往復 1 便）

(2) 遠距離通学費補助金

小学校 4 km、中学校 6 km を超える通学距離に対し、県交通バスの定期運賃相当額を補助する。

- ・現在の補助金額は年額で一人当たり 1～2 万円程度。
- ・スクールバスを運行している地域は対象外。

2 統合後の通学支援方法

(1) 対象地域

統合後は現在の赤崎中学校校舎を使用することから、通学支援の対象となる地域は次のとおり。

- ・綾里地区・・・全地域
- ・赤崎地区・・・長崎地域、外口地域、合足地域

(2) 通学支援方法

統合後の新しい中学校の通学支援は、スクールバスの運行により実施する。なお、現在の赤崎中学校は、遠距離通学費補助金により通学支援を実施しているが、統合後はこれを変更し、スクールバス運行により遠距離通学支援を実施する。

〔理由〕

- ・綾里地区の場合、自宅から利用可能な公共交通機関まで、かなりの距離がある生徒が多く、遠距離通学費補助金による場合、通学に係る負担が大きい。
- ・現在、綾里中学校までの通学支援は、スクールバス運行で行っていることから、遠距離通学の支援方法として、スクールバス運行が定着している。

3 統合後のスクールバス運行方針

(1) 平日の運行実施に関すること

平日の便数については、利便性を考慮し、原則、登校1便、下校2便(部活無・有対応)とする。

(2) 週休日・長期休業の運行実施に関すること

週休日、長期休業についても、部活動における保護者負担に配慮し、運行を行う。ただし、実施に際しては、原則、学校を単位とした往復1便とし、運行時間は部活動実施時間を考慮して決定する。

(3) 運行ルートに関すること

①運行ルートについては、生徒の過度な負担とならないよう、配慮して設定することを基本とする。

②道路状況や冬期間の安全運行の確保などに留意し、生徒の安全確保を第一に設定する。

(4) その他

①一般混乗については、以下の理由から原則行わない。

- ・生徒の安全確保を第一とするため。
- ・ルートを地区と統合校間に限定しており、混乗した場合であっても、それによるルート変更や増便などの対応は行わないことから、利便性が低いこと。
- ・通院利用などによる生徒への罹患の可能性があり、スクールバスの性質上、望ましくないこと。

②スクールバスルートについては、必要に応じ毎年度、学校と調整する。

4 統合後のスクールバス運行に関するスケジュール

①保護者への統合後のスクールバス運行案の提示（本日）

②保護者から要望等の提出（学校への提出締切 10月18日）

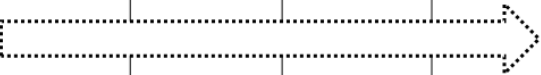
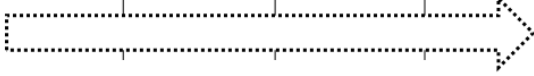
③学校統合推進協議会の開催（保護者からの要望等への対応協議）

④ルート等の修正と完成

⑤完成ルート等の保護者への報告

必要に応じ①～④を繰り返し、令和2年9月までに運行ルート等を決定する。

統合に係るスクールバス関係スケジュール(赤崎・綾里中学校区)

区 分	10月	11月	12月	1月	2月	～	9月
教育委員会	①保護者説明会 (ルート案提示)	③保護者要望 取りまとめ	⑤ルート案修正				
保 護 者	↓ ②教委へ 要望提出	↑	↑	<ul style="list-style-type: none"> ● ルートの完成と保護者への報告 (修正内容が大きい場合には、①～⑤を繰り返す) ● 9月までにルートを決する 			
推進協議会		↓	↑	④協議会の 開催(要望へ の対応協議)			
学 校				 <ul style="list-style-type: none"> ● 平日及び週休日・長期休業中の運行時間の調整等 			